



2025年6月26日

各 位

会 社 名 品川リフラクトリーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 弘之
(コード番号5351 東証プライム、札証)
問合せ先 IR・広報部長 仮屋崎 勉
(TEL. 03-6265-1600)

事後交付型株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 29,882株
(3) 処分価額	1株につき1,626円
(4) 処分価額の総額	48,588,132円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）5名 29,882株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、退任者2名を含みます。
(6) その他	本自己株処分のうち、退任者2名を割当予定先とするものについては、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2023年6月29日開催の第189回期定時株主総会において、（i）本制度に基づき、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、本自己株式処分に係る評価期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1事業年度です。）中における、当社取締役会にて設定した業績数値基準の達成割合等に応じて算定される数の当社の普通株式について、対象取締役が発行又は処分を受けること、（ii）これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40千株以内（※）、支給する金銭報酬債権の額

は年額80百万円以内とすること、並びに、（iii）譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

（※）2023年10月1日の株式分割後は年200千株以内

このたび、本自己株式処分に係る評価期間が終了しましたので、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役としての職務執行の対価として、対象取締役5名に対し、評価期間における業績結果に基づき、当社の普通株式合計29,882株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき、2023年6月29日開催の第189回期定時株主総会においてご承認いただいた算定方法に従って算定された額の金銭報酬債権の支給を受け、その全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける在任中の対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月25日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日（ただし、当該日が2025年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当該地位を喪失したときを除き、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,626円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1ヵ月（2025年5月26日から2025年6月25日まで）の終値単純平均値である1,650.0円（0.1円未満四捨五入。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率△1.45%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3ヵ月（2025年3月26日から2025年6月25日まで）の終値単純平均値である1,625.4円からの乖離率0.04%、および6ヵ月（2024年12月26日から2025年6月25日まで）の終値単純平均値である1,681.1円からの乖離率△3.28%となっておりますので、付与対象者に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上